

「特別警報」・「警報」発令時の登校について

たつの市教育委員会
たつの市立御津小学校

- 1 午前7時の時点で、たつの市に「特別警報」及び「暴風・大雨・洪水・大雪・暴風雪」のいずれかの「警報」が発令されているときは、**臨時休業**とします。
※「兵庫県南部」や「播磨南西部」に警報が発令されている場合であっても、「たつの市」に発令されていない場合には、登校させていただきます。
- 2 午前7時以降、8時30分までに「警報」が発令された場合も、**臨時休業**とします。
ただし、警報発令が登校時刻と重なる場合は、以下のように対応をお願いします。
①まだ集合場所を出発していない場合…自宅へ戻る。⇒臨時休業
②登校途中の場合…安全に気をつけて集団登校する。⇒3の〈登校後〉と同じ対応
- 3 午前8時30分以降(登校後)、「警報」が発令された場合は、通学路の安全等確かめてから下校させる等、児童の安全確保を最優先に適切に対応します。その際の下校時刻・下校方法等については、緊急連絡メールで連絡します。
- 4 「警報」が発令されていなくても、登校時の安全等に問題があると判断したときは、別に連絡をします。
- 5 午前7時の時点で警報が発令されている場合は、**給食はありません。**
(1) 午前7時までに警報が「解除」になり児童が登校した場合→給食を実施し通常通り授業を行います。
(2) 児童が登校した後に警報が「発令」になった場合→給食実施の有無を含め、上記の「3〈登校後〉」と同様に対応します。

* お願い *

- (1) 電話回線確保のため、電話による個々の問い合わせはご遠慮願います。
- (2) 海辺や土砂崩れの危険がある場所等へは近づかないように、家庭でもご指導ください。